

●香川県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年2月10日から同年3月2日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 県道（一般）

2 路線名 福田原観音寺線（242号）

3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
観音寺市柞田町字三ツ塚甲 2495番地先から	前	0.0～0.0	88	道路整備事業に伴うバイ パス建設
観音寺市南町三丁目甲2071番 1地先まで	後	8.8～25.0	88	